

# 調查票



これは下記の地域番号で、  
個人を特定するものではありません。

## 男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 ～ご協力のお願～

皆さまには、日ごろから県政発展のため、何かとご協力をいただきありがとうございます。  
さて、滋賀県では、県内にお住まいの20歳以上の方3,000人を無作為に選ばせていただき、男女共同参画に関するアンケート調査を実施することとなりました。この調査は、本県が2001年に「男女共同参画推進条例」を制定し、基本計画であります「パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)」の基本目標に「喜びと責任をわかち合い一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現」を掲げ、県民や事業者の皆さまと協働し連携を図りながら取組を進めてきたことについての施策の現状を調査するとともに今後の施策方針の参考とさせていただきます。県民の皆さまのご意見をお聞きするものです。

調査の趣旨をご理解いただき、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

平成21年(2009年)7月

滋賀県県民文化生活部男女共同参画課

### ご回答にあたってのお願い

この調査は、個人を対象にしていますので、お送りした封筒に書かれているあて名の方ご自身がご記入ください。(本人による記入が困難な場合は、ご家族などがご本人から聞き取って代筆をお願いします。)

この調査は無記名でお願いします。また、この調査票に記入された内容は統計的に処理しますので、内容が外部にもれたりしてご迷惑をおかけしたりすることは決してございません。どうぞありのままをお答えください。

特にことわり書きが無い限り、全ての質問にお答えください。

回答は問1から順に、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号をつけてお答えください。質問によって1つだけ選んでいただく場合と複数選んでいただく場合がありますので、各質問に従ってお答えください。

項目でその他を選んでいただいた場合は、( )にその内容をご記入ください。

誤った番号に をつけた場合は、はっきりと×により消して、改めて正しい番号に をつけてください。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、8月5日(水)までにご投函くださいますようお願いいたします。(お名前を書いていただく必要はありません)

この調査についてのお問い合わせなどございましたら、下記までご連絡をお願いします。

滋賀県県民文化生活部男女共同参画課 担当 <sup>まの</sup>真野、高山  
電 話 077-528-3070(直通)  
ファックス 077-528-4807

( ) 右上の2桁の数字は、おたずねした結果を地域別に集計するための地域を表す番号で、次のようになっています。なお、個人を特定することはできませんので、ご安心ください。

- |                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| 11 = 大津市             | 21 = (なし)                      |
| 12 = 草津市、守山市、栗東市、野洲市 | 22 = (なし)                      |
| 13 = 湖南市、甲賀市         | 23 = (なし)                      |
| 14 = 近江八幡市、東近江市      | 24 = 安土町、日野町、竜王町               |
| 15 = 彦根市             | 25 = 愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町           |
| 16 = 長浜市、米原市         | 26 = 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町 |
| 17 = 高島市             | 27 = (なし)                      |

おたずねした結果を統計的に分析するため、あなたご自身のことについて教えてください。

問1 あなたの性別は。( は1つだけ)

- |     |     |
|-----|-----|
| 1 女 | 2 男 |
|-----|-----|

問2 あなたの年齢は満でいくつですか。( は1つだけ)

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 20～29歳 | 2 30～39歳 | 3 40～49歳 |
| 4 50～59歳 | 5 60～69歳 | 6 70歳以上  |

問3 あなたのご職業は次の中のどれにあたりますか。( は1つだけ)

- |                |                              |      |      |
|----------------|------------------------------|------|------|
| 1 勤め人(正規社員・職員) | 2 勤め人(臨時・パート・アルバイト等非正規社員・職員) |      |      |
| 3 農林漁業         | 4 自由業・自営業・家業(農林漁業を除く)        |      |      |
| 5 その他の有職       | 6 家事専業                       | 7 学生 | 8 無職 |

問4 あなたは結婚(事実婚を含む)されていますか。( は1つだけ)

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 1 結婚している(配偶者がいる) | 2 結婚していた(配偶者とは離婚・死別した) |
| 3 未婚である          |                        |

問5 お子さん(別居している子どもも含む)がおられる方にお聞きします。どの年代のお子さんがおられますか。あてはまる番号をすべて選んでください。

- |                 |                             |       |
|-----------------|-----------------------------|-------|
| 1 乳児(1歳未満)      | 2 幼児(1歳以上)                  | 3 小学生 |
| 4 中学生           | 5 高校、大学、大学院生(高専、短大、専門学校を含む) |       |
| 6 学校を卒業した未婚の子ども | 7 結婚した子ども                   |       |

問6 あなたのお宅のご家族の構成は、次の中のどれにあたりますか。( は1つだけ)

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 1 単身世帯(1人暮らし)                | 2 一世代世帯(夫婦だけ)    |
| 3 二世代世帯(親と未婚の子ども)            | 4 二世代世帯(親と子ども夫婦) |
| 5 三世代世帯(祖父母と親と子ども)           |                  |
| 6 その他の世帯(1～5のいずれにもあてはまらない世帯) |                  |

問7 あなたは滋賀県で生まれて、ずっと滋賀県にお住まいですか。( は1つだけ)

- |                          |
|--------------------------|
| 1 生まれてからずっと滋賀県に住んでいる     |
| 2 滋賀県で生まれて、県外に転出後、再び転入した |
| 3 県外で生まれて滋賀県へ転入した        |

付問1 問7で「2」または「3」と回答された方におたずねします。  
滋賀県に転入後、何年ぐらいになりますか。( は1つだけ)

- |           |
|-----------|
| 1 3年未満    |
| 2 3～10年未満 |
| 3 10年以上   |

次に、男女の地位に関する意識についておたずねします。

問 8 あなたは、次にあげるそれぞれの分野で、男女の地位は平等になっていると思われますか。それぞれの項目について番号を 1つずつ 選んでください。

		男性が優遇 されている	どちらかとい えば男性 が優遇され ている	平等である	どちらかとい えば女性 が優遇され ている	女性が優遇 されている	わからない
(1)	家庭生活で	1	2	3	4	5	6
(2)	職場の中で	1	2	3	4	5	6
(3)	学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
(4)	地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
(5)	政治の場で	1	2	3	4	5	6
(6)	法律や制度のうえで	1	2	3	4	5	6
(7)	社会通念・慣習・しきたり など	1	2	3	4	5	6

それでは、

(8)	社会全体でみて	1	2	3	4	5	6
-----	---------	---	---	---	---	---	---

問 9 日常生活の中でご自身の実感として、男女の不平等を一番感じる場所はどこですか。番号を 1つだけ 選んでください。

1 家庭	2 職場	3 地域社会
4 不平等は感じない	5 わからない	

問 10 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方がありますが、あなたの考え方に最も近いものの番号を、1つだけ 選んでください。

1 同感する	2 どちらかといえば同感する方である
3 どちらかといえば同感しない方である	4 同感しない
5 わからない	

問 11 あなたは、女性が地域社会や職場において、重要な方針を決定する地位につく人が少ないのは、何が原因だと思われますか。あてはまるものの番号をすべて選んでください。( はいくつでも )

- |  |
|--|
| 1 地域社会では、性別によって役割を固定しようとする考え方や意識が残っているから<br>2 職場では、性別によって役割を固定しようとする考え方や意識が残っているから<br>3 男性優位の組織運営や制度が残っているから<br>4 女性が重要な地位につくことに家族や周囲の理解や協力が得られないから<br>5 女性自身の意欲や責任感が乏しいから<br>6 補助的な仕事しか与えられないなど女性が能力を高める機会が少ない(少なかった)から<br>7 その他( ) |
|--|

問 12 夫婦の一方が外で働き、他方が育児や介護などの家事に専任している世帯の場合、外から得られた収入について、あなたの考え方に最も近いものの番号を、1つだけ選んでください。

- |  |
|--|
| 1 外から得られた収入の大部分は、外で働いている人のものである<br>2 外から得られた収入の半分は、外で働いている人のものであり、半分は家事を担っている人のものである<br>3 外から得られた収入の大部分は、家事を担っている人のものである<br>4 一概にいけない<br>5 わからない |
|--|

問 13 あなたは次にあげる言葉や事柄をご存知ですか。それぞれの項目について番号を1つずつ選んでください。

		内容まで 知っている	聞いたことは あるが内容は 知らない	まったく 知らない
(1)	男女共同参画社会	1	2	3
(2)	滋賀県男女共同参画推進条例	1	2	3
(3)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	1	2	3
(4)	ジェンダー(社会的性別)	1	2	3
(5)	エンパワーメント(力をつけ、発揮すること)	1	2	3
(6)	セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	1	2	3
(7)	ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人間の暴力)	1	2	3
(8)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
(9)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3

仕事についておたずねします。

問 14 あなたは何のために仕事をされていますか。あてはまるものの番号を3つまで選んでください。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 1 生活のため              | 2 住宅ローン返済や子どもの教育費のため |
| 3 老後の蓄えのため           | 4 働くのは当たり前だから        |
| 5 家業だから              | 6 自分の能力・技術を活かしたいため   |
| 7 社会に役立ちたいから         | 8 時間的に余裕があるから        |
| 9 視野を広めたいから          | 10 旅行などのレジャー資金のため    |
| 11 自分の自由に使えるお金がほしいため | 12 その他 ( )           |
| 13 働いていない            |                      |

問 15 女性の働き方について、理想はどうあるべきだと思われますか。また、実際にはどうですか。【理想】と【現実】から、あてはまるものの番号をそれぞれ1つずつ選んでください。(男性の方、未婚の方は、これまでの家庭での状況をお答えください。)

【理想】(    は1つ)

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける(方がよい)            |
| 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける       |
| 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける      |
| 4 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念する。 |
| 5 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念する             |
| 6 仕事をもたない                             |
| 7 その他 ( )                             |

【現実】(    は1つ)

- |   |
|---|
| 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)                  |
| 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)       |
| 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)      |
| 4 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたので家事や子育てに専念している(いた) |
| 5 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念している(いた)             |
| 6 仕事をもっていない                                 |
| 7 その他 ( )                                   |

現在、働いておられない女性の方へおたずねします。(問16のみ)

問16 現在あなたが働いておられないのはどうしてですか。あてはまるものの番号を1つだけ選んでください。

- 1 出産・育児のため
- 2 家事のため
- 3 家族等の介護・看護のため
- 4 健康上の理由から
- 5 高齢のため
- 6 趣味やボランティア活動に忙しいため
- 7 現在、学校等に通っているため
- 8 勤務先の事情によるもの
- 9 経済的に働く必要がない
- 10 仕事が見つからないため
- 11 働きたくないため
- 12 育児休業を取得中のため
- 13 その他 ( )
- 14 特に理由はない

**【付問1】 問16で「1 出産・育児のため」と回答された方におたずねします。**

「出産・育児のため」とされた理由はなんですか。あてはまるものの番号をすべて選んでください。( はいくつでも )

- 1 育児に専念したかったため
- 2 勤務先に育児休業制度や育児時間制度が整っていないため
- 3 出産後も仕事を続けるという職場風土ではなかったため
- 4 残業が多く、仕事を続けられる状態にはなかったため
- 5 近くに保育施設がないため
- 6 保育施設に入所できなかったため
- 7 延長保育や一時預かり、休日保育などの保育サービスが身近になかったため
- 8 夫等家族の家事・育児に対する協力が得られなかったため
- 9 近くに祖父母などの育児を助けてくれる人がいなかったため
- 10 女性は家事・育児に専念するものという社会的風潮があるため
- 11 夫の収入等があり、仕事をしなくてもよいため
- 12 働きたくないため
- 13 その他 ( )

**すべての方におたずねします**

問 17 あなたは女性が仕事を続けていくためには、どのようなことが必要だと思われますか。必要だと思うものの番号を3つまで選んでください。

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること                     |
| 2  | 育児や介護のための施設や制度を充実すること                           |
| 3  | 育児や介護の休業利用者が不利な扱いを受けず、身分保障がされていること              |
| 4  | 育児や介護で退職した社員を再雇用する制度をもうけること                     |
| 5  | 給与などで男女間格差をなくすこと                                |
| 6  | 労働時間を短縮すること                                     |
| 7  | 職務上必要な知識、技術などについての社員教育を充実すること                   |
| 8  | パートタイマーや派遣労働者の労働条件を改善すること                       |
| 9  | 在宅勤務やフレックスタイム制(始業と終業時刻を労働者の意思で決定できる勤務体制)をもうけること |
| 10 | これから起業(新しく事業を起こすこと)しようとする人への支援を充実すること           |
| 11 | その他( )  |
| 12 | 特に条件整備は必要ない                                     |

**結婚や子育てについておたずねします。**

問 18 結婚や離婚について、下の表のような考え方をどのように思われますか。あなたの考え方に最も近いものの番号をそれぞれの項目について1つずつ選んでください。

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない
(1)	女性の幸福は結婚にあるのだから、女性は結婚するほうがよいと思う	1	2	3	4
(2)	結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよいと思う	1	2	3	4
(3)	結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないと思う	1	2	3	4
(4)	夫婦が別々の姓を名乗ることを、制度として認めてもよいと思う	1	2	3	4
(5)	結婚しても夫婦間の愛情がなくなれば、離婚するのもやむを得ないと思う	1	2	3	4



問 19 近年、晩婚が増えていますが、あなたはその理由は何だと思われますか。男性の晩婚化、女性の晩婚化について、あなたの性別にかかわらず、それぞれの理由と考えられるものの番号を3つまで選んでください。

		男性の晩婚化 の理由	女性の晩婚化 の理由
(1)	独身生活の方が自由である	1	1
(2)	結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった(結婚適齢期という考え方など)	2	2
(3)	仕事のためには、独身のほうが都合がよい	3	3
(4)	仕事を持つ女性が増えて、女性の経済力が向上した	4	4
(5)	家事、育児に対する負担感、拘束感が大きい	5	5
(6)	社会慣行として見合いが減少した	6	6
(7)	親離れができていない	7	7
(8)	兄弟姉妹の数が減ったことや一人っ子が増えたために、婚姻による改姓が障害となっている	8	8
(9)	結婚を望んでも自分にふさわしい相手に恵まれない	9	9
(10)	その他( )	10	10

問 20 最近、出生数が少なくなっていますが、あなたはその理由は何だと思われますか。あてはまるものの番号をすべて選んでください。( はいくつでも )

1	子どもの教育にお金がかかる	2	育児に心理的、肉体的負担がかかる
3	家が狭い	4	経済的に余裕がない
5	仕事をしながら子育てをするのは難しい	6	自分の趣味やレジャーと両立しない
7	結婚年齢があがっている(晩婚が増えている)	8	結婚する人が少ない
9	子供がいなくてもよいと考える人が増えている		
10	その他( )		

問 21 安心して子供を産み育てるためには、あなたはどんなことが必要だと思われませんか。特に必要だと思われるものの番号を3つまで選んでください。

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 父親も育児・看護休暇などが取得しやすい職場環境                        |
| 2  | 子育てに対する職場の協力や理解                                |
| 3  | 子育て期のフレックスタイム制など短時間勤務制度等の実施                    |
| 4  | 事業所内に託児施設を設置し運営する                              |
| 5  | 育児休業が取りやすく職場復帰しやすい職場環境                         |
| 6  | 多様な保育サービス（低年齢児保育、一時保育（一時預かり）、病児・病後児保育 1 など）の充実 |
| 7  | 妊娠・出産・育児の心理的負担を軽減するための学習会の実施や相談窓口の充実           |
| 8  | 乳幼児の医療費補助                                      |
| 9  | 児童手当などの養育費の補助                                  |
| 10 | 教育費の負担の軽減                                      |
| 11 | 母子家庭・父子家庭への支援                                  |
| 12 | その他（ ）   |

1 病後児保育：病気の回復期にある子どもを通所中の保育所ではなく、病院や保育所の専用スペースで一時的に預かること

家庭生活についておたずねします。

問 22 下の表のような家庭の仕事の役割について、あなたはどのように思われますか。配偶者のいない方についても、あなたの考えをお答えください。それぞれの項目について番号を1つずつ選んでください。

		主として 夫の役割	どちらか といえば 夫の役割	両方同じ 程度の役 割	どちらか といえば 妻の役割	主として 妻の役割	その他の 家族の役 割	いずれに も該当し ない
(1)	生活費を稼ぐ	1	2	3	4	5	6	7
(2)	日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6	7
(3)	食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
(4)	食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	7
(5)	掃除、洗濯	1	2	3	4	5	6	7
(6)	日常の買い物	1	2	3	4	5	6	7
(7)	介護の必要な高齢者・ 病人の世話	1	2	3	4	5	6	7
(8)	子どもの教育としつ け	1	2	3	4	5	6	7
(9)	育児（乳幼児の世話）	1	2	3	4	5	6	7
(10)	地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7

男性の参画についておたずねします。

問 23 「男性はもっと地域社会の活動や家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方がありますが、あなたの考え方に最も近いものの番号をそれぞれの項目について1つずつ選んでください。

		同感する	どちらか といえば 同感する	どちらか といえば 同感しない	同感しない	わからない
(1)	男性はもっと地域社会の活動に参画する必要があるという考え方	1	2	3	4	5
(2)	男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要があるという考え方	1	2	3	4	5

問 24 あなたは、今後男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思われますか。あてはまるものの番号をすべて選んでください。  
( はいくつでも )

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についての評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心をもてるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進めること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他 ( )
- 12 特に必要なことはない

あと少しです！

そのまま回答をお願いします。



---

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についておたずねします。

---

問 25 多様な働き方が選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>）がとれるという考え方について、あなたの考え方に最も近いものの番号を1つだけ選んでください。

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1 同感する              | 2 どちらかといえば同感する方である |
| 3 どちらかといえば同感しない方である | 4 同感しない            |
| 5 わからない             |                    |

2 ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

問 26 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、(1)まずあなたの希望に最も近いもの、(2)あなたの現実（現状）に最も近いものの番号を、それぞれ1つずつ選んでください。

(1)【希望】（は1つ）

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 「仕事」を優先したい                       |
| 2 「家庭生活」を優先したい                     |
| 3 「地域・個人の生活」を優先したい                 |
| 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい             |
| 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい         |
| 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい       |
| 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい。 |
| 8 わからない                            |

(2)【現実（現状）】（は1つ）

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 「仕事」を優先している                      |
| 2 「家庭生活」を優先している                    |
| 3 「地域・個人の生活」を優先している                |
| 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している            |
| 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している        |
| 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している      |
| 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している |
| 8 わからない                            |

問 27 「仕事と生活の調和がとれる生活（ワーク・ライフ・バランス）が実現された社会」に近づくために、企業による取組と行政による取組が考えられますが、あなたはそれぞれどのような取組が必要だと思われますか。あなたの考えに近いものを、それぞれ3つまで選んでください。

(1)【企業による取組】（あてはまるものの番号を3つまで選んでください。）

- 1 社長や取締役がリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む
- 2 企業の中で、ワーク・ライフ・バランスを推進する責任者を決める
- 3 管理職の意識改革を行う
- 4 管理職以外の社員の意識改革を行う
- 5 仕事の量を減らす
- 6 無駄な業務・作業をなくす
- 7 年休の取得計画をつくる
- 8 取引先や下請企業に無理な要求をしない
- 9 社員を増やす
- 10 ノー残業デーを設ける
- 11 育児・介護休業をとりやすくする
- 12 育児・介護等の休業・休暇制度を充実する
- 13 時間短縮勤務ができるようにする
- 14 在宅勤務ができるようにする
- 15 その他（ )
- 16 特にない

(2)【行政による取組】（あてはまるものの番号を3つまで選んでください。）

- 1 ワーク・ライフ・バランスの重要性についてPRする
- 2 官庁や地方自治体がワーク・ライフ・バランスを自ら実践する
- 3 ワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業の事例を紹介する
- 4 ワーク・ライフ・バランスについての企業の情報を公開させる
- 5 ワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業を表彰する
- 6 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を入札等の制度で優遇する
- 7 求職者や学生にワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業の情報を提供する
- 8 保育所や介護施設などを拡充する
- 9 育児・介護等を行う家族を支える制度を充実させる
- 10 ワーク・ライフ・バランスを進める企業に助成金を支給する
- 11 その他（ )
- 12 特にない

---

女性に対する暴力についておたずねします。

---

問 28 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる身体的・心理的・性的な暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）について、あなたは夫婦や恋人・パートナーの間での暴力について経験したり、見聞きしたことがありますか。番号を1つだけ選んでください。

- 1 直接経験したことがある
- 2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した（している）人がいる
- 3 直接経験したことはなく、自分のまわりに経験した（している）人もいない

問 29 あなたは、夫婦や恋人の間で相手から暴力を受けたときに相談できる下記の機関を知っていますか。知っている機関の番号をすべて選んでください。

- 1 配偶者暴力相談支援センター
- 2 中央子ども家庭相談センター
- 3 彦根子ども家庭相談センター
- 4 県立男女共同参画センターG - N E Tしが
- 5 福祉事務所、保健所
- 6 市町の福祉・女性・人権相談窓口
- 7 女性の人権ホットライン（大津地方法務局）
- 8 犯罪被害者総合窓口（NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター）
- 9 わからない

問 30 性犯罪、売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為等、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思われますか。あてはまるものの番号をすべて選んでください。

- 1 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 被害者のための民間シェルター（ 3 ）や保護施設を整備する
- 4 被害者のための相談窓口を拡充する
- 5 相談窓口を広くPRする
- 6 警察官や弁護士などに女性を増やし、相談しやすくする
- 7 学校における男女平等を推進する教育・学習を充実させる
- 8 家庭における男女平等を推進する教育・学習を充実させる
- 9 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
- 10 メディアが倫理規定を強化する
- 11 過激な内容の雑誌、ビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する
- 12 その他（ )

- 3 民間シェルター：民間の手で運営されている、DVなどの虐待を受けた女性の緊急一時避難の場所のこと

---

男女共同参画社会についておたずねします。

---

問 31 あなたは男女共同参画社会に関してどのようなイメージをお持ちですか。あてはまるものの番号を3つまで選んでください。

- 1 男女とも生活的に自立をしている（身のまわりのことができる）
- 2 男女とも経済的に自立をしている（それぞれが生活できるだけの費用をもつ）
- 3 家事や育児、介護などを家族で分担している
- 4 男女平等意識が社会に浸透している
- 5 社会のしきたりや古い慣習などにとらわれていない社会
- 6 女性も男性もお互いをパートナーとして理解し、協力している
- 7 女性も男性もともに力が発揮できる社会である
- 8 社会のあらゆる分野に女性が進出している
- 9 働く場における女性の参画がはかられている。
- 10 男女ともに仕事にも家庭生活にもバランスよく参画できる環境になっている
- 11 その他（ )
- 12 わからない

問 32 男女共同参画社会の実現に向けて、県では今後どのような分野に力を入れていくべきだと思われますか。あてはまるものの番号を3つまで選んでください。

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画を進める
- 2 男女共同参画意識を高める
- 3 生涯を通じた男女の性と健康を守る
- 4 男女間のあらゆる暴力をなくす
- 5 家庭生活と職業生活や地域活動とが両立できる環境づくりを進める
- 6 多様な働き方ができる場をつくる
- 7 女性の起業や再就職支援などのチャレンジを支援する
- 8 科学技術、防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境といった新しい取組を必要とする分野における男女共同参画を推進する
- 9 女性の雇用確保のための就職支援を進める
- 10 その他（ )
- 11 特にない
- 12 わからない

問 33 県には現在、男女共同参画センター（じ-ねっと G・NETしが）（所在地：近江八幡市）という男女共同参画のための拠点施設があります。あなたはこの施設をご存じですか。番号を1つだけ選んでください。

- 1 利用したことがある
- 2 利用したことはないが知っている
- 3 知らない

問 34 あなたは今後、男女共同参画センター（じーねっと G・NETしが）に男女共同参画の拠点施設としてどのような役割を期待されますか。あてはまるものの番号を3つまで選んでください。

- 1 男女共同参画に関する講演会、シンポジウム、フォーラム等の企画・開催
- 2 子育て支援や介護、自己啓発講座など実践的な講座の企画・開催
- 3 男女共同参画を推進するリーダー、指導者の育成
- 4 男女共同参画に関する情報、資料、書籍等の収集、提供
- 5 相談しやすい窓口の充実
- 6 男性向け講座の充実
- 7 NPO、自主的な活動団体、ボランティア団体等の活動支援・交流の場づくり
- 8 就職講座や起業講座などの女性のチャレンジ支援のための講座
- 9 女性の就職相談や就職情報の提供
- 10 男女共同参画社会づくりに関する調査研究
- 11 市町への支援（情報提供、人材育成、連携の強化等）
- 12 その他（）
- 13 特にない

\* 男女の性別にとらわれず、女性も男性もそれぞれの個性や能力が尊重され、共に輝いて生きることができる豊かな男女共同参画社会を実現していくための、あなたのご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。（任意）



ご協力誠にありがとうございました。  
ご記入いただきました調査票は、同封  
の封筒に入れて、8月5日(水)まで  
にご投函ください。

